



児童扶養手当のご案内

☎ 保健福祉課 児童福祉係 ☎ 476-1111 (144・145)

児童扶養手当とは、父親または母親がいない家庭や父親（母親）が一定の障がいの状態にある家庭などの児童を監護している母（父）、または母（父）に代わってその児童を養育している人に対して支給される手当です。

◆**目的** 父母の離婚などで父または母と生計を同じくしていない児童が養育される家庭（ひとり親家庭）の生活の安定と自立を助け、児童の福祉の増進を図ることを目的とします。

◆受給資格

手当を受けることができる人は、右の①～⑨のいずれかにあてはまる「18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある児童（または、20歳未満で政令で定める程度の障がいの状態にある児童）」を監護している父母または、父母に代わってその児童を養育している人です。いずれの場合も、国籍は問いません。現在所得が一定額以上ある場合でも受給資格認定の請求手続きをおこなってください。

- ① 父母が婚姻を解消した児童
- ② 父（母）が死亡した児童
- ③ 父（母）が政令で定める程度の障がいの状態にある児童
- ④ 父（母）の生死が明らかでない児童
- ⑤ 父（母）から引き続き1年以上遺棄されている児童
- ⑥ 父（母）が裁判所からのDV保護命令を受けた児童
- ⑦ 父（母）が法令により引き続き1年以上拘禁されている児童
- ⑧ 母が婚姻によらないで懐胎した児童
- ⑨ その他①～⑧に該当するか明らかでない児童

【次のような場合は、手当は支給されません】

児童が、次の1～4にあてはまるとき
1 日本国内に住所を有していないとき。
2 児童福祉法に規定する里親に委託されているとき。
3 児童福祉施設など（母子生活支援施設、保育所、通所施設を除く）に入所しているとき。
4 父（母）が婚姻（事実婚関係も含む）しているとき。（ただし、配偶者が政令で定める程度の障がいの状態にあるときは除きます）

養育者が、次の1、2にあてはまるとき
1 日本国内に住所を有していないとき。
2 公的年金給付（老齢福祉年金は除きます）を受給できるとき。（ただし、その全額につきその支給が停止されているときは除きます）

◆**手続き** 手当を受けるには、役場保健福祉課で、次の書類を添え、請求の手続きをしてください。

- ①請求者と対象児童の戸籍謄本1通
- ②請求者と対象児童のマイナンバー
- ③その他必要書類（支給要件の事由により添付書類は異なります）

◆手当の額（1か月あたり）

所得額および児童数により、手当額は異なります。

区分	手当の全額を受給できる人（月額）	手当の一部を受給できる人（月額）
児童1人のとき	43,070円	43,060円～10,160円
児童2人のとき	53,240円	53,220円～15,250円
児童3人目以降（1人につき）	6,100円加算	6,090円～3,050円加算

◆**現況届** 毎年8月に受給資格者全員が、現況届を提出する必要があります。届を提出しないと、その後の手当を受けることができません。

◆所得による支給の制限

前年の所得により手当の全部または一部が支給されないことがあります。